

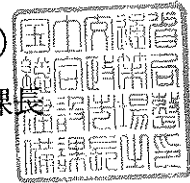
国総建整第 302 号

平成 23 年 3 月 25 日

(社)全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)

国土交通省総合政策局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成 22 年 10 月調査）の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（平成 22 年 10 月調査）の実施について」（平成 22 年 8 月 4 日付け国総建整第 118-2 号）をもって、ご協力お願い申し上げたところですが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、平成 23 年度公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成 22 年 12 月 1 日付け国総入企第 21 号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（平成 22 年 12 月 1 日付け国総建整第 194 号）等をもって、個々の契約を拘束するものではないこと、諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところですが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約 4 割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週 40 時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、平成 22 年度の公共事業労務費調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図ったところです。また、平成 22 年 8 月 5 日に貴団体を含む関係団体向けに「平成 22 年度公共

事業労務費調査に関する説明会」を国土交通省において開催し、調査対象外の労働者の周知、標本の適切な分類、提示いただく賃金台帳等の適切な整理等、労務費調査に係る留意事項の周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

なお、本年度は人材確保、育成への活用の観点から、資格保有者の賃金水準及び社会保険加入状況等の参考公表を実施しておりますので、活用の検討等について貴団体会員企業に対する周知と併せてお願いします。

記

1 公共工事設計労務単価の改定を理由とした下請単価や賃金の一方的な引き下げなどにより、下請企業、建設労働者に対する過度のしわ寄せが生じていると指摘されているが、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではないこと。

2 公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内8時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、例えば、交通誘導員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費、一般管理費等）は含まれていないため、公共工事設計労務単価を下請契約の見積もり等の参考資料とする場合には、これらを適正に考慮する必要があること。